

○監査等の着眼点及び監査の指摘基準

平成 29 年 3 月 22 日
郡山市監査委員
改正 令和 2 年 3 月 4 日
改正 令和 3 年 3 月 9 日

郡山市監査基準に基づき実施する監査等の着眼点及び監査の指摘基準を、次のとおり定める。

1 監査等の着眼点

監査等の着眼点については、全国都市監査委員会実務ガイドライン「監査等の着眼点」のうちから適宜選択するものとする。ただし、監査等の対象により、必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。

2 監査の指摘基準

監査報告等の決定に係る監査の結果を区分する基準及び報告等の手続きについては、別紙「監査指摘基準」のとおりとする。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

監査指摘基準

- 1 指摘は次のとおりとし、指摘した事項はその監査結果に関する報告において公表を行い、当該監査対象機関にその対応状況の報告を求めるものとする。
 - (1) 法令、条例、規則又は通達に重大な違反をしているもの。
 - (2) 故意又は重大な過失によるもの
 - (3) 事務処理に著しく適正を欠くもの
 - (4) 著しく正確性を欠くもの
 - (5) 著しく不経済のもの又は著しく損害が生じているもの
 - (6) 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
 - (7) 著しく有効性を欠くもの
 - (8) 著しく合理性を欠くもの
 - (9) 前回指摘又は注意とされた事項について、措置、是正又は改善されていないもの
 - (10) 前各号のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

- 2 意見は次のとおりとし、意見した事項はその監査結果に関する報告において公表を行い、当該監査対象機関にその対応状況の報告を求めるものとする。
 - (1) 指摘事項又は注意事項のほか、事務の執行、事業の管理状況等について、正確性、経済性、有効性又は合理性の観点から検討の必要があるもの
 - (2) その他の法令、条例、規則及び通達等には違反していないが、事務処理上、改善について検討を要するもの
 - (3) 改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるなど、その改善に検討を要するもの
 - (4) 正確性、経済性、効率性、有効性又は合理性の観点から検討を要するもの
 - (5) 前各号のほか、特に検討を要する事項と認められるもの

- 3 注意は次のとおりとし、注意した事項はその監査結果に関する報告において公表を行わず、当該監査対象機関にその対応状況の報告も求めないものとする。
 - (1) 指摘までには至らないが、是正又は改善を要するもの
 - (2) 指摘の区分に該当する事項ではあるが、生じた原因、経過等にやむを得ない事情があると認められるもの
 - (3) 正確性、経済性、効率性、有効性又は合理性の観点から改善を要するもの
 - (4) 前各号のほか、特に注意すべき事項であると認められるもの